

建築確認審査及び検査等手数料

平成30年6月1日改定

	床面積の合計	手数料の額				
		確認手数料 (構造審査なし)	確認手数料 (構造審査あり)	中間検査	完了検査 (中間検査を実施 した場合)	完了検査 (中間検査を実施 しない場合)
建築物	30㎡ 以内	9,000円	19,000円	13,000円	13,000円	14,000円
	30㎡ を超え、 100㎡ 以内	16,000円	26,000円	16,000円	16,000円	17,000円
	100㎡ を超え、 200㎡ 以内	24,000円	44,000円	22,000円	22,000円	23,000円
	200㎡ を超え、 500㎡ 以内	33,000円	63,000円	29,000円	31,000円	32,000円
	500㎡ を超え、 1,000㎡ 以内	58,000円	108,000円	48,000円	51,000円	52,000円
	1,000㎡ を超え、 2,000㎡ 以内	82,000円	152,000円	66,000円	69,000円	72,000円
	2,000㎡ を超え、 3,000㎡ 以内	240,000円	240,000円	150,000円	160,000円	170,000円
	3,000㎡ を超え、 4,000㎡ 以内	240,000円	270,000円	150,000円	160,000円	170,000円
	4,000㎡ を超え、 5,000㎡ 以内	240,000円	300,000円	150,000円	160,000円	170,000円
	5,000㎡ を超え、 6,000㎡ 以内	240,000円	330,000円	150,000円	160,000円	170,000円
	6,000㎡ を超え、 8,000㎡ 以内	240,000円	360,000円	150,000円	160,000円	170,000円
	8,000㎡ を超え、 10,000㎡ 以内	240,000円	390,000円	150,000円	160,000円	170,000円
	10,000㎡ を超え、 15,000㎡ 以内	410,000円	510,000円	230,000円	260,000円	270,000円
	15,000㎡ を超え、 20,000㎡ 以内	410,000円	560,000円	230,000円	260,000円	270,000円
	20,000㎡ を超え、 30,000㎡ 以内	410,000円	610,000円	230,000円	260,000円	270,000円
	30,000㎡ を超え、 50,000㎡ 以内	410,000円	710,000円	230,000円	260,000円	270,000円
50,000㎡ を超えるもの	800,000円	800,000円	480,000円	540,000円	550,000円	
建築設備	(1基につき)	16,000円	16,000円	—	—	19,000円
工作物	(1つの工作物につき)	14,000円	20,000円	—	—	13,000円

再検査手数料	建築物及び建築設備等の区分		手数料の額
	床面積が500㎡以内の建築物又は建築設備等		10,000円
	床面積が500㎡を超える建築物		30,000円

- 注1) 申し込み1件につき、表に定める額となります。
- 注2) 移転、修繕、模様替え又は用途の変更若しくは計画変更の場合は、当該計画に係る部分の床面積の1/2とします。昇降機の変更は8,000円、工作物の変更は7,000円、但し、構造設計図書が添付される場合は10,000円とします。
- 注3) 中間検査手数料については、中間検査対象階までの延べ面積で算定します。  
2回目の検査の床面積の算定は、1回目の延べ面積を除いた床面積の合計となります。
- 注4) 完了検査手数料の減額は、当センターで中間検査を実施した場合に限りです。
- 注5) 完了検査において追加説明書の提出があった場合は、計画変更の場合を準用して算定した額を追加して徴収します。
- 注6) みやぎ住まいの倶楽部会員で中間検査と瑕疵担保保険検査又は保険法人検査を同時に受検する場合、中間検査手数料は割引され、上記金額から3,000円差し引いた金額となります。
- 注7) 検査に係る出張費が加算される場合があります。(気仙沼市、石巻市、女川町、塩竈市)
- 注8) みやぎ住まいの倶楽部会員の方が、延べ面積300㎡以上の共同住宅等について、まもりすまい保険を当センターに申請し、かつ、住宅保証機構(株)の建築物省エネ法に基づく省エネ計画の届出サポートを利用している場合、完了検査手数料が下記のとおりまもりすまい保険の戸数に応じて割引されます。

戸数	割引額
2～10戸	10,000円
11～30戸	15,000円
31戸～	20,000円

仮使用認定申請手数料 (申請1件につき)	120,000円
帳簿記載事項証明申請手数料 (証明書1通につき)	1,000円

別表

中間検査・完了検査の出張費

区分	市町村	地 域	出張費	施行日
1 (離島)	石巻市	田代浜、網地浜、長渡浜、 鮎川浜金華山	30,000円	平成31年 4月1日
	女川町	江島、出島		
	塩竈市	浦戸石浜、浦戸桂島、浦戸寒風沢、 浦戸野々島、浦戸朴島		
2	気仙沼市		15,000円	
	石巻市	大原浜、給分浜、十八成浜、小湊浜、 小網倉浜、清水田浜、泊浜、 新山浜、前網浜、谷川浜、寄磯浜、 大谷川浜、鮫浦、鮎川大町、 鮎川浜丁、鮎川浜		

運用基準

- 1 半壊(石巻市は大規模半壊)以上のり災証明書がある住宅及び災害公営住宅は、出張費を免除する。
- 2 確認検査と瑕疵担保保険検査、適合証明(フラット35)、災害復興融資住宅若しくはすまい給付金検査が同時検査の場合は、出張費を免除する。
- 3 上記1, 2を除き、申請者(代理者を含む)及び検査日が同一の検査物件が、表に示す区分の市町村の同一地域に複数ある場合は、2件目から出張費を免除する。